

工場や事業所で発生する「電気に係る労働災害」は、毎年あとを絶たない状況にあります。また、感電災害による死亡災害の約6割は、低圧電気で発生しています。

労働安全衛生規則では、低圧の電気取り扱い業務の従事者には、事前に法定特別教育の受講が義務付けられています。

**本講習会は、当支部が事業者に代わり実施する法定教育です。
講習会修了者には、終了証を発行します。**

〈対象者〉

低圧の電気取り扱い業務に従事される方
(除、活線作業および活線近接作業)

特別教育を受講されていない方が、該当業務を行うと法令違反となりますので、ご注意ください。

◇低圧
(直流)750V以下
(交流)600V以下



特別教育は「危険または有害な業務」の従業者を対象とした法定教育であるため、電気工事士等の資格の有無に関わらず受講しなければいけません。(労働安全衛生法第59条)

内 容	時 間	備 考
○関係法令 ・関係法令および安全衛生規則の関係条項	1 時間	
○低圧の電気に関する基礎知識 ・低圧の電気の危険性、短絡、漏電、接地、電気絶縁	1 時間	
○低圧の電気設備に関する基礎知識 ・配電設備、変電設備、配線 ・電気使用設備、保守および点検	2 時間	
○低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 ・絶縁用保護具、絶縁用防具、活線作業用器具、検電器、その他の安全作業用具、管理	1 時間	
○低圧の活線作業および活線近接作業の方法 ・充電電路の防護、作業者の絶縁保護、停電電路に対する措置、作業管、救急措置、災害防止	2 時間	
○実技教育(開閉器の操作の業務のみ) ・開閉器の操作	1 時間	

(注 1)安全衛生特別教育規程に基づいています。(注 2)内容の一部が変更となる可能性があります。

※詳細は約 3 ヶ月前を目途にホームページ等でご案内いたします。

受付中の講習会はこちら⇒ <https://www.jea-chugoku.jp/kosyu/ichiran.php>

(補足)

本講習会に加え、「【実技コース】実技 6 時間の講習会」を受講すると、低圧の活線作業および活線近接作業に従事する場合に規定されている 7 時間の実技講習を確保することが可能です。

詳しくは、「労働安全衛生特別教育(低圧)講習会【実技コース】」をご覧ください。